

# 飼料安全法 届出の手引き



令和3年3月  
岡山県農林水産部畜産課

## 目 次

<b>第1章 飼料安全法の概要</b>	
1 飼料安全法とは	3
2 飼料	4
3 飼料添加物	5
<b>第2章 届出制度</b>	
1 飼料安全法に基づく届出	15
2 届出の宛先と提出期限	18
3 届出の提出先	19
4 届出の流れ	20
<b>第3章 飼料製造業者届</b>	
1 飼料製造の開始	22
2 飼料製造業者届の記載方法	22
3 届出事項に変更があった場合	25
4 事業の廃止届	27
<b>第4章 飼料添加物製造業者届</b>	
1 飼料添加物の製造の開始	33
2 飼料添加物製造業者届の記載方法	33
3 届出事項に変更があった場合	34
4 事業の廃止届	34
<b>第5章 飼料販売業者届</b>	
1 飼料の販売の開始	39
2 飼料販売業者届の記載方法	39
3 届出事項に変更があった場合	40
4 事業の廃止届	41
<b>第6章 飼料添加物販売業者届</b>	
1 飼料添加物の販売の開始	46
2 飼料添加物販売業者届の記載方法	46
3 届出事項に変更があった場合	46
4 事業の廃止届	46
<b>第7章 飼料輸入業者届</b>	
1 飼料輸入の開始	49
2 飼料輸入業者届の記載方法	49
3 届出事項に変更があった場合	50
4 事業の廃止届	50
<b>第8章 飼料添加物輸入業者届</b>	
1 飼料添加物輸入の開始	55
2 飼料添加物輸入業者届の記載方法	55
3 届出事項に変更があった場合	55
4 事業の廃止届	55
<b>第9章 飼料製造等開始後の遵守事項</b>	
1 帳簿の備付け	59
2 製造等の禁止	60
3 有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止	61
4 飼料等の品質表示	61
5 飼料原料の利用規制状況	63
6 食品残さの利用について	65